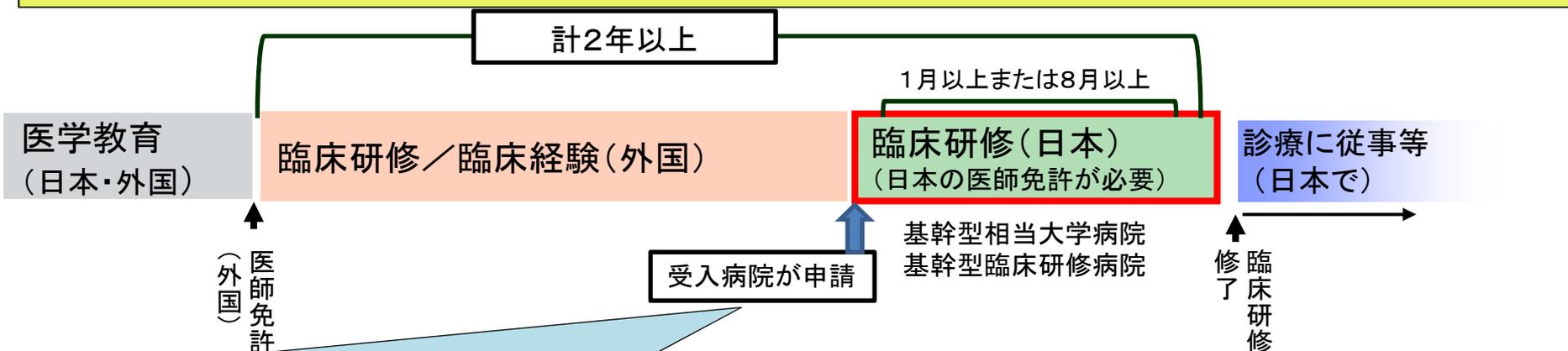


外国の病院における臨床研修の取扱いについて(平成29年度改正後)

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」
平成23年8月医政局長通知(一部改正平成29年4月14日)

【概要】

- 平成16年4月1日以降に医師免許の申請を行った者が日本で診療に従事する場合、日本で臨床研修を行う必要がある。
- 研修期間:
 - 外国と日本での研修期間の合計が2年以上
 - 外国の病院を「基幹型臨床研修病院」とみなす場合は日本での研修期間が1月以上(地域医療研修1月を含む。)
 - 外国の病院を「協力型臨床研修病院」とみなす場合は日本での研修期間が8月以上(地域医療研修1月を含む。)
- ※ 外国の病院が「基幹型臨床研修病院」「協力型臨床研修病院」のいずれにもみなされない場合は、日本での研修期間は2年以上
- 受入病院は、外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラムを作成



審査の概要

※申請時期は、原則として、日本で臨床研修を開始する前とするが、受入予定がある場合には、早めに地方厚生局に相談すること。

- 臨床研修を行った外国の病院が、日本の基幹型臨床研修病院または協力型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていること。
- 外国での研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより、臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること(必修診療科として内科6月、救急3月、地域医療1月の修了要件等を満たすこと)。
- 地域医療研修については、日本の地域の特性に即した医療について理解し、実践することが重要であることから、日本国内での1月以上の研修を含めること。
- 研修期間については、外国と日本での研修期間の合計が2年以上であり、かつ、外国の病院を「基幹型臨床研修病院」とみなす場合は日本での研修期間が1月以上、外国の病院を「協力型臨床研修病院」とみなす場合は日本での研修期間が8月以上であること。
- 「基幹型臨床研修病院」とみなす外国の病院及び日本の基幹型臨床研修病院等での研修期間は、合計1年以上であることが望ましい。

外国の病院における臨床研修の一部認定の改正概要(平成29年度)

【改正前の課題】

- ◆外国の病院での研修内容に関わらず、一律に8月以上の研修を日本で行っているため、臨床経験に応じた研修期間を設定することができない。
- ◆外国の病院が、日本の基幹型臨床研修病院相当であった場合でも、協力型臨床研修病院とみなすこととなる。
- ◆保健医療2035において、世界の保健医療を牽引していくために、「グローバルな知見を持つ行政官・医療従事者・研究者の交流・育成を強化する」などの取組みが提言されている。

改正前

- 外国の病院が、日本の基幹型臨床研修病院相当であった場合でも、協力型臨床研修病院とみなす

外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす場合

→日本で8月以上の研修が必須

- 受入病院は、外国での研修内容及び研修医の経験・能力を踏まえ、プログラムを設定し、申請する
- 厚生労働省は、提出された意見書等を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込めるプログラムであるか審査する

改正後

- **個々の研修医のニーズに合った研修を提供するため、外国の病院が基幹型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていると認められる場合に、当該外国の病院を基幹型臨床研修病院相当として認定することとする**

外国の病院を基幹型臨床研修病院とみなす場合

→日本での研修は1月以上とする

- 現行同様、受入病院(基幹型臨床研修病院)が研修医の経験・能力を踏まえ個別に判断し、プログラムを設定の上、申請する
- ただし、地域医療については、地域の特性に即した医療について理解し、実践することが重要とされることから、日本国内での研修を必須とする

外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす場合

→現行どおり、日本で8月以上の研修とする